

船舶インシデント調査報告書

令和4年3月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和3年6月10日 13時15分ごろ
発生場所	静岡県熱海市熱海港南方沖 熱海港防波堤灯台から真方位187° 1.28海里付近 (概位 北緯35°04.4′ 東経139°04.7′)
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、シーアンカーの引揚げ用ロープがプロペラに絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年7月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ2.46m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 2.2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
インシデントの経過	<p>本船は、操縦者1人が乗り、船首を風に立ててパラシュート型シーアンカー（以下「本件アンカー」という。）を船首から投入し、船外機を停止して釣りを行っていたところ、風潮流の影響により西方に圧流されたので、操縦者が釣り場を移動しようとして船外機を始動した際、本件アンカーの引揚げ用ロープが推進器に絡まって船外機が停止した。</p> <p>本船は、操縦者が絡みを解く作業をしていたところ、更に西方に圧流されて岩場に漂着した。</p> <p>本船は、操縦者が、航行不能と判断して118番通報を行い、海上保安庁からの要請によって来援した水難救助会所属の船舶により救助され、同船舶によってえい航された。</p> <p>操縦者は、本件アンカーと共に引揚げ用ロープを海中に入れ、同ロープを船首に取りに行くのが面倒だと思い、船尾で本件アンカーを回収できるように同ロープを延出していた。</p> <p>操縦者は、引揚げ用ロープが水に沈むタイプであったので、同ロープが船外機の推進器付近に流されていたのではないかと本インシデント後に思った。</p> <p>海上保安庁のホームページによれば、本インシデント発生場所付近の6月10日13時の観測値は、流向が南、流速が約0.3～0.6knである。</p>

	<p>操縦者は、漂泊と釣り場の移動を繰り返していたところ、釣り場を移動するため船外機を始動する際に本件アンカーを回収することを失念していた。</p>
分析	<p>本船は、操縦者が、漂泊と釣り場の移動を繰り返していたところ、船尾で本件アンカーを回収できるように引揚げ用ロープを延出した状態で、釣り場を移動する際に本件アンカーを回収することを失念し、船外機を始動したことから、引揚げ用ロープが推進器に絡まり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>操縦者は、引揚げ用ロープを船首に取りに行くのが面倒だと思い、船尾で本件アンカーを回収できるように同ロープを延出していたものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、操縦者が、漂泊と釣り場の移動を繰り返していたところ、船尾で本件アンカーを回収できるように引揚げ用ロープを延出した状態で、釣り場を移動する際に本件アンカーを回収することを失念し、船外機を始動したため、引揚げ用ロープが推進器に絡まったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引揚げ用ロープは、推進器に巻き付く恐れがあるので、船尾まで延出しないこと。 ・ 船外機を使用する際、推進器付近にシーアンカー等のロープがないことを確認すること。